

## 参考資料

### 1. 公益法人移行認定申請の背景

(1) 平成 20 年 12 月 1 日、公益法人制度改革関連 3 法の施行。

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）
  - ・これまでの公益法人（社団法人、財団法人）は特例民法法人に（整備法第 40 条）。
  - ・特例民法法人は、平成 25 年 11 月 30 日までに行政庁の認定または認可を受けて公益社団（財団）法人あるいは一般社団（財団）法人のいずれかに移行しなくてはならない（整備法第 44 条、第 45 条）。

(2) 当協会の現状：特例民法法人 公益社団法人への移行を目指し、移行認定申請の準備中。

### 2. 法人の目的と事業の概要

公益社団法人への移行に向けて、法人の公益目的、及び目的達成のために必要な公益事業を明確にする必要がある。当協会としては、下記(1)の事項を公益目的とし、目的達成のために下記(2)①～⑤の公益事業を実施することとした。

#### (1) 法人の公益目的

この法人は、国、地方自治体その他公共の利益に資することを目的として設置された団体、組織等が、その活動の基盤となる情報発信、情報収集、コミュニケーション等をより効果的・効率的に行うための広報・広聴活動を支援し、その向上を図ることを目的とする。

#### (2) 公益事業の概要

##### ① 広報・広聴活動に関する調査・分析・研究とその公表及び公開に関する事業（公1）

全国の団体、組織等が行っている広報・広聴活動の実態について調査・分析等を実施し、その結果を公表・公開し、また、全国の広報・広聴活動の最新事例や最新の広報理論等を機関誌や閲覧サービスを通して紹介する事業。

(例) 月刊「広報」、広報臨時号の発行、広報閲覧室、各種調査・研究等

##### ② 団体、組織等の要員の能力開発に関する事業（公2）

団体、組織の要員に対する各種講習等を通じて、要員の広報・広聴技術の向上を図り、効果的・効率的な広報・広聴活動を実現することを目的とする事業。

(例) 研究大会、セミナー、講師派遣等

##### ③ 広報・広聴活動の企画・立案・実施を支援する事業（公3）

全国の団体、組織が広報・広聴戦略の企画・立案・実施を行う上での様々な困難を解決するため、身近な相談・問い合わせ対応から、広報効果測定をはじめとする現状の調査・分析、さらには広報コンサルティング等の各種指導・助言活動に至るまで様々な支援活動を行う事業。

(例) 広報コンサルティング、広報効果測定、広報インフォメーションサービス等

##### ④ 広報・広聴活動に関する評価・顕彰事業（公4）

全国の団体、組織の広報活動を定期的に評価し、優秀な取り組みを顕彰することにより、各団体、組織における効果的・効率的な広報・広聴活動の実現に向けた意識の涵養を目的とする事業。 (例) 広報コンクール

##### ⑤ その他この法人の目的を達成するために必要な事業（公5）

#### ※収益事業

公益法人に移行後も、公益事業の運営に支障を来さない限度で収益事業を実施することができる。当協会としては、以下の通りの収益事業を実施することとした。

- ① 各種出版物の制作・発行・販売および制作・発行請負（収1）
- ② ウェブサイトの制作・運営請負及び動画・電子書籍はじめ各種コンテンツの制作・販売（収2）
- ③ 展示、イベントその他情報発信に関する各種コンサルティング等（収3）

#### 3. 次年度予算案の作成

上記の事業区分に応じて次年度予算案を作成（別紙参照）。形式は、公益認定基準に適合するために従来（収支予算書）とは異なる、正味財産増減予算書の形式を採用。

※正味財産増減予算書は、収支予算書と異なり、内容には資金の増減のみならず、固定資産、固定負債の増減も加味。

#### 4. 定款の一部改正

##### (1) 改正理由

移行認定の基準：定款が法人法、認定法、整備法の規定に適合していること

##### (2) 絶対的記載事項

###### イ 定款に必ず記載又は記録しなければならない事項（法人法第11条）

- 一 目的・事業
- 二 名称
- 三 主たる事業所の所在地
- 四 社員の資格の得喪に関する規定
- 五 公告の方法
- 六 事業年度

###### ロ 法人法に適合するための規定

- 一 理事会及び監事の設置と代表理事の選定方法  
(理事、監事の理事会への本人出席の義務化、代表理事は会長及び理事長を附則で選定)
- 二 公益認定の取り消し等に伴う公益目的財産残額の贈与
- 三 法人が清算する場合の残余財産の贈与  
(上記二、三の贈与先：認定法に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体)

##### (2) 相対的記載事項

法人法の規定により定款の定めがなければその効力が生じない事項

- 一 会員の経費負担義務（正会員、賛助会員の会費支払義務）
- 二 会員の退会の自由に対する制限に係る定め（退会届の提出）
- 三 社員による社員総会の招集請求に関する事項（要件：正会員の10分の1以上の請求）
- 四 補欠にて選任された理事、監事の任期の短縮（前任者の任期満了まで）
- 五 業務執行理事の理事会への報告回数（4ヶ月を超える間隔で年2回以上）
- 六 理事会の決議の省略（理事全員が書面又は電磁的記録で同意の意思表示をした場合）
- 七 理事会議事録の記名押印（出席した代表理事、監事）

##### (3) 任意的記載事項

その他の事項で法人法の規定に違反しない者を任意的に記載した事項

- 一 定時総会の開催時期（毎事業年6月）
- 二 総会議事録の記名押印（議長及び出席した代表理事）
- 三 役員の報酬

四 任意の機関の設置（名誉会長、顧問、参与及び広報アドバイザー）

五 アドバイザー会議の設置（理事 2 名、広報アドバイザー 5 名以内）

5. 各種規程の整備

定款の上記改正に合わせ、以下の各規程を整備。

- ・役員報酬規程
- ・任意機関の報酬規程
- ・謝金支払規程
- ・入退会規程